

適宜変更可

年 月 日

〇〇郵便局長

様

「月の勤務日数計算方法」の変更に伴う共済掛金の精算

拝啓 新春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

2022年10月1日の国共済拡大に伴い、本社人事部より10月以降の共済(短期)及び共済(介護)の掛金を決める標準報酬月額の基本となる「月の勤務日数の計算方法」が項番1のとおり示されました。

これまで月の勤務日数を計算する際に、小数点以下を切り捨てとしていましたが、項番1の計算方法のとおり小数点以下を切り上げすることから、「月の勤務日数」が変わります。「月の勤務日数」が変わることによって標準報酬月額が変更となり、共済(短期)及び共済(介護)を決める等級が変わることから、10月～1月分の共済(短期)及び共済(介護)の金額を精算します。

ご迷惑をおかけして申し訳ございません。何卒ご理解のほど、よろしく申し上げます。

敬具

1 月の勤務日数計算方法

(例) 週5日勤務の場合

(改正前)

$5 \text{日} \times 52 \text{週} \div 12 \text{か月} = 21.66666 \approx 21 \Rightarrow$ 月の勤務日数「21日」(小数点以下を切り捨て)

(改正後)

$5 \text{日} \times 52 \text{週} \div 12 \text{か月} = 21.66666 \approx 22 \Rightarrow$ 月の勤務日数「22日」(小数点以下を切り上げ)

2 等級

改正前	改正後
〇等級	〇等級

3 精算額(返納額)

等級変更に伴い、10月～1月分の差額を精算します。

なお、精算額(内訳)は次のとおりです。

- ・ 共済(短期) 円
- ・ 共済(介護) 円

4 精算時期

2月月例給与(2/24(金))で精算。